

武雄市水防計画の修正概要

令和7年4月21日（月）

武雄市 総務部 防災・減災課

(1) 水防法の主な改正経緯（市関係事項）

① 東日本大震災を踏まえた改正

○ 水防団の安全確保を規定

② 地域の水防力の強化を踏まえた改正

○ 河川管理者の水防への協力を規定

→ 水防計画に河川管理者の協力（情報提供等）を位置づけ

③ 想定し得る最大規模の対応を踏まえた改正

○ 浸水想定区域の拡充・新設

→ 拡充： 洪水浸水想定区域から 想定最大規模の洪水に係る区域へ

→ 新設： 想定最大規模の 内水及び 高潮に関わる浸水想定区域

④ 「逃げ遅れゼロ」の実現を踏まえた改正

○ 要配慮者利用施設における避難確保計画作成等を義務化

(2) 水防計画(案)の概要について

第1章 総則

第1節 目的

指定水防管理団体(武雄市)が水防事務の調整及び円滑な実施(P1)

第2節 用語の定義(P1)

- ・水防管理者(武雄市長)
- ・水防管理団体(武雄市)
- ・水防団(武雄市消防団)

第3節 水防の責任等(P2)

- ①市(水防管理団体等)の責任
- ②県の責任
- ③国土交通省の責任
- ④気象長官の責任
- ⑤市民等の義務

第4節 水防計画の変更(P4)

水防計画の変更は水防協議会に諮かり知事に届ける

第5節 安全配慮(P4)

水防団員自身の安全に配慮すべき事項

第2章 水防組織

第1節 武雄市水防協議会

資料編 水防協議会委員名簿（資料 P1）

第2節 水防組織

2 (3) 武雄市の水防組織 (P6)

(4) 配備態勢 (P7)

第3章 水防情報

第3節 水位の基準 (P10)

- 警戒レベル1 水防団待機水位
- 警戒レベル2 氾濫注意水位 (水防団が出動する目安)
- 警戒レベル3 避難判断水位 (避難の参考となる水位)
- 警戒レベル4 氾濫危険水位 (避難指示)

第4節 水位到達情報の通知 (P11)

- 松浦川
- 武雄川
- 高橋川

第4章 水防警報

第2節 県が行う洪水・高潮時の河川に関する水防警報（P 1 2）

1 水防警報の発令者

杵藤土木事務所

2 種類及び発表基準

待機警報（消防団待機水位に達し、なお上昇の見込み）

準備警報（氾濫注意水位を突破すると思われるとき）

出動警報（氾濫注意水位に達し、なお上昇の見込み）

解除（氾濫注意水位を下り、再び増水の恐れがない）

4 県知事が水防警報を発表する河川

・武雄川 ・高橋川 ・松浦川

第3節 国土交通大臣が発する水防警報（P 1 3）

1 水防警報の発令者

・武雄河川事務所

2 種類及び発表基準

（同上）

3 国土交通大臣が水防警報を発令する河川

・六角川

第5章 洪水予報

第1節 六角川水系洪水予報（P 15）

第2節 松浦川水系洪水予報（P 17）

- ・ 氾濫注意情報
- ・ 氾濫警戒情報
- ・ 氾濫危険情報
- ・ 氾濫発生情報

第6章 気象等の通報等

第1節 気象・高潮・洪水などに関する注意報・警報・特別警戒警報等の伝達（P 19）

2 水防配置体制時の伝達

第7章 ダムの管理・水門等の管理

第1節 ダムの管理（P 22）

ダムの管理者は洪水調整容量を確保し、下流域の水害被害の軽減を図る。

(4) ダムの洪水調節（P 22）

洪水調整等は平常時最高貯水位（常時満水位）を超える場合には、常時洪水吐からの自然放流により行うものとする。

(8) 放流の通報（P 23）

ダムの放流により生ずる危害を防止するため必要があると認められるときは、知事、市長、武雄警察署長に通知し、一般に周知させる措置を取らなければならない。

第8章 水防活動

第1節 水防活動

①被害の恐れがある場合（P24）

- 水防団員を直ちに水防作業に従事させ、被害の防止・軽減に努める。
- 県から水防警報が発表された場合、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、異常な状態及び兆候を発見した場合は、直ちに水防作業を実施するとともに、水防支部長及び河川管理者に連絡する。

②被害が発生した場合（P25）

- 水防作業を必要とする異常事態が発生した場合は、最も最適な工法を選択し実施する。
- この際水防団は、自身の安全を確保する時間を考慮し、自身の安全が確保できないと判断した場合自身の非難を優先する。

第2節 緊急通行（P25）

①緊急通行、損失

- 一般交通に供しない通路、空地、水面を通行することができる。このことにより損失を受けた者に対し、損失を補償。

(2) 今後の水防協議会について

① 水防協議委員の委嘱について (現行)

○委員構成

委嘱区分	委員
第1号委員	指定地方行政機関の職員
第2号委員	陸上自衛隊の自衛官
第3号委員	佐賀県知事の部内の職員
第4号委員	佐賀県警察官
第5号委員	杵藤地区広域市町村圏組合の消防職員
第6号委員	市長部局の職員
第7号委員	教育長
第8号委員	消防団長
第9号委員	指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
第10号委員	公共的団体の役員又は職員

- ※ 委員の定数は、25人以内
- ※ 委員の任期は、2年

- 会長、武雄市長、委員、22人で構成
- 期間 令和6年6月1日～令和8年5月31日
- 水防協議会の事務
- 武雄市水防計画について調査審議すること。
(水防法第33条の規定)
- 水防に関する必要な事項を審議すること。
- 防災会議委員における有識者3名の方々を
オブザーバーとして参加